



# 事業継続サポート 給付金事業を 拡充しました



新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、売り上げが減少した市内の中小企業・小規模事業者や個人事業主に対し、今後の事業継続に必要な経費をサポートするため、給付金を支給します。

## 売上げが減少している事業者を 支援します



### ① 飲食業及び宿泊業対象分の 受付期間を延長しました

受付期間を令和4年1月31日(月)まで延長しました。また、売上高を比較する対象月を1カ月(9月まで)延長しました。

給付額 1事業者あたり10万円(1回限り)



本事業は5月から実施しています。  
申請がまだの対象事業者の方は、  
ぜひご活用ください。



### ② 対象業種拡大分を開始しました

**対象** 次のいずれにも該当する商工業者など

- ・ 市内で事業を営んでいる事業者または市外で事業を営んでいる市内在住の個人事業主
- ・ 令和3年1月から9月までの売上高の合計が、前年または前々年の1月から9月までの売上高の合計と比較して20%以上減少

**【業種例】**卸売・小売業、製造業、イベント業、サービス業、建設・土木業など

給付額 1事業者あたり10万円(1回限り)

## ①または②の対象者への 上乘せ給付金



### ③ 家賃等支援分を 開始しました

**対象** 上記の①または②の給付対象者で、事業所などを賃借している方

給付額 1事業者に対し家賃などの2カ月分(令和3年8月・9月)の2分の1(上限10万円)



### ④ がんばる事業者支援分を 開始しました

**対象** 上記の①または②の給付対象者で、国の「小規模事業者持続化補助金」または県の「三重県新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金」の補助金対象の方

給付額 上記の国・県の補助金の補助対象となる事業費の自己負担分の2分の1(上限10万円)

それぞれの給付金について詳しくは、市のホームページご確認ください。

## 申込み

令和4年1月31日(月)まで(消印有効)に、郵送で「産業政策課 事業継続サポート給付金担当」(〒513-8701 住所不要)へ

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。